

令和8年度佐賀県立嬉野高等学校スクールバス運行業務委託仕様書

1 目的

佐賀県立嬉野高等学校において、生徒の安全確保及び負担軽減を図るため、合同行事、部活動等で校舎間を移動する際にスクールバスを運行する。

2 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 運行区間

佐賀県立嬉野高等学校塩田校舎 — 佐賀県立嬉野高等学校嬉野校舎

4 運行車両

学校行事、部活動(4～6月)は大型バス、部活動(7～3月)は小型バスを運行する。

5 運行形態 ワンマン運行

6 単価項目

- ①時間単価 (出庫前及び帰庫後の点検時間、休憩及び待機時間を含む)
- ②走行距離単価 (車庫(使用の本拠)と学校間の距離を含む)

7 運行予定数量

運行回数 年間170回程度

区分A (16:00～19:05) 41回 (4月～6月)

〃 95回 (7月～3月)

区分B (12:30～17:35) 7回 (4月～6月)

〃 21回 (7月～3月)

学校行事 15回 (うち12回は区分A. Bと併用)

※詳細は、別添「令和8年度嬉野高校スクールバス運行計画」及び「令和8年度嬉野高校スクールバス年間運行予定表」のとおり

ただし、運行計画(発着地、日程、時間等)は、学校教育活動や自然災害等により変更する可能性がある。

8 運行の申込み及び優先配車

学校は、詳細な運行計画を前月20日(土日祝日の場合はその前日)までに受託者へ連絡する。なお、その後に変更がある場合は、速やかに受託者へ連絡する。

受託者は申込みがあった時は、繁忙期であっても他の顧客より優先して運送を引き受けること。

9 委託業務内容

(1) 運転手の配置等

- ・この業務に適した運転者を配置すること。
- ・運転者に対し、バスを安全で確実に運行するよう指導すること。

(2) 運転手の主な業務

- ・法令を遵守し、生徒の安全を最優先にバスを運行すること。
- ・生徒の座席着席を確認後、発車すること。
- ・生徒が乗降する際は、停車前に乗車口の扉を開かないこと。
- ・生徒の降車後も、安全確認後、乗車口を閉めること。
- ・目的地以外での生徒の乗降をさせないこと。
- ・生徒の降車後、遺失物等を発見した場合は速やかに学校へ連絡すること。

(3) 車両の管理

- ・委託業務遂行に支障をきたさないように随時点検整備を行うこと。
- ・整理整頓や適切な清掃を行い、清潔な状態を保つこと。

(4) 緊急時の対応並びに事故等の報告及び処理

- ・自然災害等の緊急時には、委託者及び学校と協議の上、対応を決めること。
- ・委託業務遂行時において、事故等が発生した場合は、直ちに関係機関に緊急連絡するとともに学校責任者に連絡し、委託者の指示により受託者の責において処理するものとする。
- ・バス故障時等においては、代替バスを手配すること。

(5) 運行状況報告

- ・毎月業務完了後、翌月10日までに運行状況報告書を提出すること。

10 自動車保険

運行車両は、対人賠償無制限、対物賠償200万円以上の任意保険に加入すること。

11 再委託

この契約の全部を一括して第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

12 請求及び支払

受託者は、完了報告書の提出後当月分の請求書を学校へ提出し、学校は適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

請求及び支払金額は、契約単価に数量を乗じて得た金額（100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる）の合計額に消費税相当額を加えた金額とする。

回送距離を含む合計距離の10km未満の距離は10km単位へ切り上げ、運賃料金算出時間は30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。